

## **[事案 2022-151] がん入院給付金支払請求**

・令和5年3月8日 和解成立

### **<事案の概要>**

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、がん入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和3年12月下旬に2日間入院（入院①）し、その後転院して41日間入院（入院②）したが、入院②期間中の令和4年1月にカポジ肉腫と診断確定されたため、平成29年1月に契約したがん保険にもとづき、がん入院給付金を請求したところ、入院②の41日間分については支払われたものの、入院①の2日間分は約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、がん入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院①期間中にカポジ肉腫の疑いを指摘され、精密検査のために転院した。
- (2)入院①での検査および治療は、入院②の前提になるものであり、一連の治療と考えられる。

### **<保険会社の主張>**

約款上、「がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院」とは、がんと診断確定された以後の入院を保障することを目的としており、入院①はがんと診断確定される以前の入院であることから、約款上の支払事由に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。